

薬生血発 0906 第 9 号
令和 3 年 9 月 6 日

公益社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
公益社団法人 日本歯科医師会会長
公益社団法人 日本薬剤師会会長
公益社団法人 日本看護協会会長
一般社団法人 日本病院会会長
公益社団法人 全日本病院協会会長
公益社団法人
全国自治体病院協議会会長

殿

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長
(公 印 省 略)

「重症急性呼吸器症候群（SARS）に関するWHO勧告に基づく対応について」
の廃止について

重症急性呼吸器症候群（以下「SARS」という。）に対する血液製剤の安全性確保に関する世界保健機構（WHO）からの勧告を踏まえ、医療従事者等が注意すべき事項等については、「重症急性呼吸器症候群（SARS）に関するWHO勧告に基づく対応について」（平成 15 年 5 月 20 日付け医薬血発第 0520005 号厚生労働省医薬局血液対策課長通知。以下「SARSに関する対応通知」という。）において示してきたところ です。

また、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 25 条及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号）第 14 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準（平成 15 年厚生労働省告示第 210 号）第 2 の 1（1）及び 2（1）に規定する問診等の方法等については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1（1）及び 2（1）に規定する問診等について」（令和 2 年 8 月 27 日付け薬生発 0827 第 7 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「健康診断通知」という。）において定めているところです。今般、新型コロナウイルス感染症に関する後遺症等の知見が集積されてきたことを踏まえ、健康診断通知の第 1

の1(2)ア①七に定めるリスク評価に基づいた感染症ごとに示す方針について、新興・再興感染症の1つとして、新型コロナウイルス既感染者に対して追加で実施する問診等について、別添1のとおり日本赤十字社血液事業本部長宛て、別添2のとおり各都道府県知事宛て通知しました。

上記通知の発出に伴い、SARSに関する対応通知は令和3年9月7日をもって廃止しますので、貴管下の関係者に対し周知をお願いいたします。